

廃第2062号-3
令和5年3月29日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	東京都羽村市羽4142番地1 有限会社ケイハツ（取締役 丸峯 司） （法人番号4013102003725）
許可の番号	第01200105770号
処分の年月日	令和5年3月29日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処 分 理 由 〔該当条項を含む〕	有限会社ケイハツ及び同社の役員は、法第25条第1項第6号及び第32条第1項第2号の規定により、同社は罰金刑、同人は懲役刑及び罰金刑に処せられた。 このことにより、同社は、法第14条第5項第2号イ（法第7条第5項第4号ニ（法第25条から第27条まで又は法第32条第1項（法第25条から第27条までの規定に係る部分に限る。）の規定により刑に処せられたことによる場合に限る。）に係るものに限る。）及び法第14条第5項第2号ニ（同号イ（法第7条第5項第4号ハ及びニ（法第25条から第27条までの規定により刑に処せられたことによる場合に限る。）に係るものに限る。）に係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第1号及び第2号に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684

廃第2064号-3
令和5年3月29日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県香取市大倉2052番地 株式会社清丸 代表取締役 堀越 清和 (法人番号3040001064525)
許可の番号	第01200174650号
処分の年月日	令和5年3月29日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	株式会社清丸の役員は、法第25条第1項第15号の規定により罰金刑に処せられた。 このことにより、同社は、法第14条第5項第2号ニ（同号イ（法第7条第5項第4号ニ（法第25条から第27条までの規定により刑に処せられたことによる場合に限る。）に係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第2号に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684

廃第2063号-4
令和5年3月29日

一般社団法人千葉県環境保全協議会会長 様

千葉県環境生活部長
(公印省略)

産業廃棄物処理業の許可の取消しについて

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第14条の3の2により、産業廃棄物処理業の許可を取り消しましたので、下記のとおり連絡いたします。

記

事業者の氏名又は名称	千葉県香取市大倉5240番地1 堀越 清和
許可の番号	第01200140386号
処分の年月日	令和5年3月29日
処分の内容	産業廃棄物収集運搬業許可の取消し
処分理由 〔該当条項を含む〕	堀越清和は、法が定める許可の欠格要件に該当するに至ったことから、法第14条の3の2第1項第1号に該当する。

千葉県環境生活部
廃棄物指導課監視指導室
TEL 043-223-2684